

## 組織規程

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人Ocean's Love（以下「法人」という。）事務局の組織について必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2章 組織及び事務分掌

#### (部門)

第2条 1. 事務局に次の部門を置く。

- (1) 総務部門
  - (2) 事業部門
2. 部門に必要なチームを置くことができる。
3. チームの名称並びに事務分掌は理事長が別に定める。

#### (総務部門の所掌事務)

第3条 総務部門においては次の事務をつかさどる。

- (1) 定款及びその他諸規程等に関する事
- (2) 理事会および総会の庶務に関する事
- (3) 事業計画及び事業報告に関する事
- (4) 登記その他の諸届及び公印の管理に関する事
- (5) 人事及び福利厚生に関する事
- (6) 予算及び決算に関する事
- (7) 契約に関する事
- (8) 固定資産の管理に関する事
- (9) 現金、預金及び有価証券の出納及び保管に関する事
- (10) その他各部の所掌に属さない事

#### (事業部門の所掌事務)

第4条 事業部門においては次の事務をつかさどる。

- (1) スクール事業の企画及び運営に関する事
- (2) スクール生およびボランティアの管理に関する事
- (3) ボランティア育成事業の企画及び運営に関する事
- (4) 新規事業の企画及び運営に関する事
- (5) ファンドレイジングの企画及び実施に関する事

- (6) 他社、他団体との提携及び連携に関する事
- (7) 法人業務に関する情報の収集に関する事
- (8) ウェブサイトの運営及び管理に関する事
- (9) 法人の広報に関する事
- (10) その他、法人運営の推進に関する事

### 第3章 職制

#### (職制)

- 第5条
- 1. 部門に統括責任者を置く。
  - 2. 統括責任者は、上司の命を受け、所掌する事務を統括し管理する。
  - 3. 部門、統括責任者を補佐して所掌事務を整理するため、統括責任者補佐を置くことができる。
  - 4. チームにマネージャーを置く。
  - 5. マネージャーは、統括責任者の命を受けて分掌する事務を処理する。
  - 6. チームに、**マネージャー**を補佐して所掌事務を整理するため、マネージャー代理を置くことができる。

#### (契約職員)

- 第6条 必要がある場合、事務局に契約職員を置くことができる。

#### 附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。